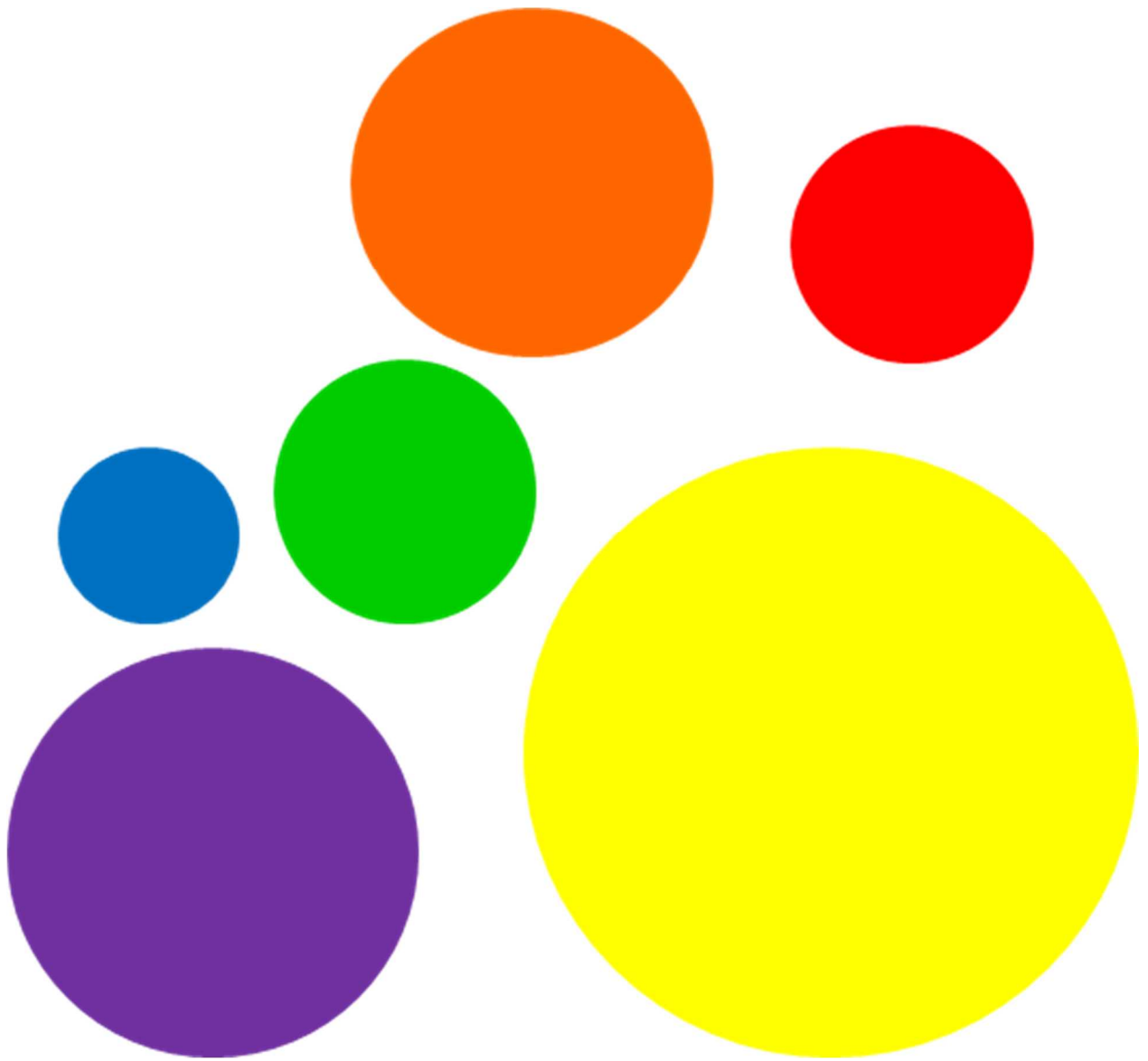


# パートナーシップ宣誓制度の手引き



直方市



## 目 次

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方へ	… 1
2 宣誓をすることができる方	… 2
3 パートナーシップ宣誓の流れ	… 4
4 宣誓時に必要な書類	… 6
5 受領証・受領証カードの再交付・変更・返還等	… 8
6 Q&A	… 9



# 1

## パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

直方市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指して、「直方市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

この制度は、婚姻関係とは異なり、宣誓により法的な効力が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援するものです。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティ(典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。)であるお2人の者の関係をいいます。

## 2 宣誓をすることができる方

宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年(満18歳)に達していること。

(2) 一方又は双方が直方市民であること。

(直方市への転入を予定している場合を含む。)

(3) 現に婚姻していないこと(現に配偶者がいないこと)。

(4) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。

すでに宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方や同様の制度を実施している他の自治体で、パートナーシップの宣誓・登録等を行っており、宣誓書受領証等を返還していない場合は、宣誓できません。

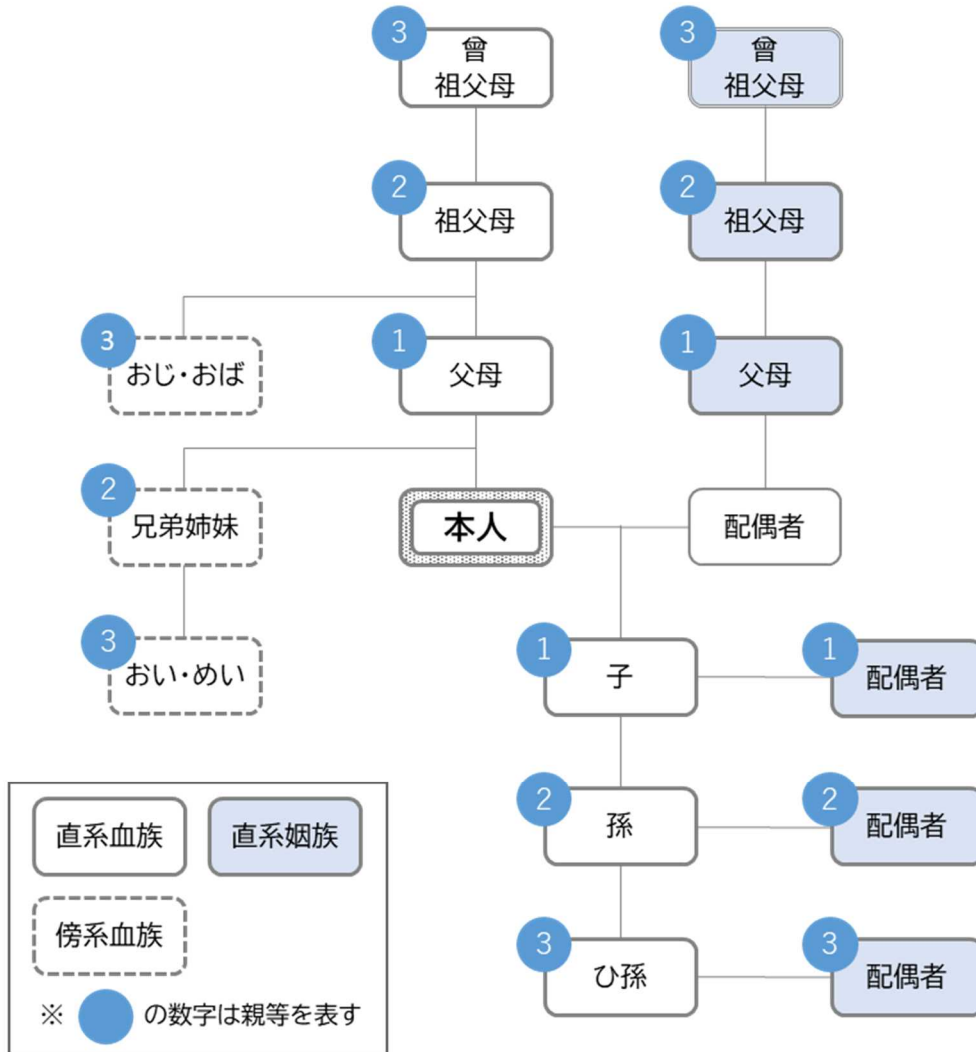
(5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと。

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻することができない関係にある方は宣誓することができません。

ただし、パートナーの関係にあるお二人が養子縁組をしたことによって該当する場合は、宣誓することができます。

## 宣言できない続柄

ここに記載された続柄の方は宣言できません。



## 3 パートナーシップ宣誓の流れ

### (1) 電話またはメールで宣誓日の予約

宣誓を希望される日の 7 日前(土・日・祝日、年末年始の閉庁日を除く)までに電話またはメールで【予約連絡先】へ予約してください。

宣誓日時調整・必要書類等の確認を行います。

状況等によりご希望に添えない場合があります。

宣誓ができる時間帯は、8 時 30 分から 17 時 00 分(土・日・祝日、年末年始の閉庁日を除く)です。

#### 【予約連絡先】

直方市役所 市民人権同和対策課

電話：0949-25-2105

メール：n-jinken@city.nogata.lg.jp

### (2) パートナーシップの宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人で市役所市民・人権同和対策課へお越しください。

提出書類と宣誓書裏面の確認書により要件の確認、及び提示書類により本人確認を行います。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

宣誓の日から約 1 週間後、宣誓書受領証等を交付します。

- ・ パートナーシップ宣誓書受領証を 1 組に 1 枚交付します。
- ・ パートナーシップ宣誓書受領カードを宣誓した方それぞれに 1 枚交付します。

## 4 宣誓時に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

### (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたものを、1人1通ずつお持ちください。(同一世帯のときは、2人の記載がある住民票の写しを1通)。
- ・ 個人番号、本籍、世帯主との続柄の記載は不要です。

### (2) 配偶者がいないことを証明する書類

- ・ 3か月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等を1人1通ずつお持ちください。
- ・ 外国籍の方は、在日本大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」または「独身証明書」(3か月以内に発行されたもの)等に、日本語訳を添えて提出してください。

### (3) 宣誓受領証に係る子に関する届け出

- ・ 子(未成年の実子または養子)育てをしているお二人で子の氏名を受領証に記載する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届を提出してください。
- ・ 必ず子どもの同意を得たうえで提出してください。(15歳以上の子については、本人の自署が必要です。)
- ・ 世帯全員が載っている住民票の写しも一緒に提出してください。

### (4) 本人確認ができる書類 (下記の書類を1点又は2点お持ちください。)

1点の提示で足りるもの(例)	2点の提示が必要なもの(例)
<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード(マイナンバーカード)</li><li>・旅券(パスポート)</li><li>・運転免許証</li><li>・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書など(顔写真付きに限る。)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療保険・介護保険の被保険者証</li><li>・国民年金手帳</li><li>・国民年金証書</li><li>・各種医療証</li><li>・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書などで顔写真がないもの</li></ul>

※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること



(5) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類  
(通称名で届いた郵便物など)をお持ちください。

## 5

## 受領証・受領証カードの再交付・変更・返還等

パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付や返還、宣誓事項の変更の際は、来庁される日を事前に電話でご連絡ください。

### (1) 宣誓書受領証等の再交付

パートナーシップ宣誓書受領証等の紛失等で、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出していただきます。

### (2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名(通称を含む)または住所の変更があった場合は、変更内容を確認できる書類、交付されたパートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領カードを添えて、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出していただきます。パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領カードを再交付します。

### (3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓書受領証とパートナーシップ宣誓書受領証カードを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出していただきます。

- ① パートナーシップを解消したとき。
- ② パートナーのお二人が市外に転出した場合。

※ 転勤、親族の介護・看護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合は除きます。

### (4) 宣誓書受領証等の継続使用

パートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結した自治体へ転出し、転出先でも引き続き直方市が発行した宣誓書受領証及び受領カードの使用を希望する場合は、直方市に「パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書」を提出する必要があります。

## 6

## Q&A

Q1 直方市パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、直方市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A2 欧米等の同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおいて保護を与えるものです。一方、直方市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的な権利や義務を生じるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q3 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

A3 同性カップルに限らず、双方または一方が性的少数者(性的マイノリティ)の方であれば、宣誓をすることができます。なお、双方が性的少数者(性的マイノリティ)以外の方で、いわゆる事実婚、内縁関係といわれる結婚届を出さずに事実上の夫婦として生活する男女のカップルは、本制度の対象外となります。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

A4 宣誓や宣誓書受領証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍抄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

Q5 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

A5 郵便やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、意思確認をしたうえで、ご本人確認させていただきます。

Q6 代理人でも宣誓できますか？

A6 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。

ただし、病気等の事情のため、お二人で来庁することができない場合は、ご相談ください。

Q7 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

A7 文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば、代筆でも可能です。

Q8 同居していないと宣誓できませんか？

A8 お二人のうち、お一人が直方市内に居住、もしくは直方市内に転居する予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q9 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A9 その関係が、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、宣誓することができます。

Q10 外国籍の方も宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民である、又は市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(発行から3か月以内のもの)など独身であることを確認できる書類に、日本語訳(翻訳者の氏名を記入)を添えて提出してください。

Q11 通称名は使用できますか？

A11 性別違和等、特別な理由により、社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称名の社員証や学生証、通称名で届いた郵便物などをお持ちください。

Q12 なりすましや悪用はされませんか？

A12 宣誓の際には、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)や本人確認書類の提出を求め、原則、職員の面前で宣誓書へ自書していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。

また、悪用等が判明した場合には宣誓を無効とし、必要があればその宣誓書受領書の交付番号を公表いたします。